平成２４年（フ）第３５６号
滋賀県甲賀市水口町本町３丁目２番７―404号、前住所滋賀県甲賀市水口町三大寺300番地19
債務者　熊谷　正美
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７０号
大津市大石中２丁目１番41　オールパーパス202号、前住所大津市大江４丁目27番１号メゾン・ド・ヤマザキ102号
債務者　焼肉寺やんこと　寺下まさ子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７６号
大津市北大路１丁目17番14号　北大路アパート202号、前住所大津市北大路１丁目９番20号
債務者　木村　往代
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８１号
滋賀県草津市東草津３丁目16番７号
債務者　黒木　華織（旧姓有川）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５９号
滋賀県東近江市札の辻２丁目12番17号フォーレスＫ207号室、前住所石川県鳳珠郡穴水町字大町チの24番地４スタークイーン穴水301
債務者　渡邉　　誠
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第９６０号
京都市南区東九条北松ノ木町28番地１　朝日プラザ鴨川２―704号室
債務者　金井組こと大豊産業こと金井工業こと金井徳彬こと　金　　徳彬
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９９１号
京都市伏見区向島吹田河原町47番地　レジデンスカレントＡ101号
債務者　山本　一峯
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０５９号
京都市中京区壬生東淵田町12番地８
債務者　岡本　　香
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４５号
京都市左京区岡崎徳成町８番地15、住民票上の住所京都市伏見区葭島矢倉町28番地６
債務者　吉本隆こと金隆こと　吉永　隆司
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８９号
京都市右京区梅津前田町２番地の５
債務者　谷口加寿子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４１号
奈良県五條市大澤町1020番地の３
債務者　清嶋　一枝
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２４年（フ）第１２２号
鳥取県鳥取市的場２丁目31番地　アレグリアｎｏｒ
債務者　宮城　宏美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８８号
広島県安芸郡海田町三迫１丁目９番29―３号、住民票上の住所広島県安芸郡海田町砂走６番８号
債務者　ねぎそばそこそこと　保井　浩美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５８９号
広島県安芸郡府中町石井城１丁目９番29号
債務者　橋本　　博
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５２号
広島市安佐北区安佐町大字飯室3092番地の２
債務者　児玉　和治
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６５３号
広島市安佐北区安佐町大字飯室3092番地の２
債務者　児玉　待子
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９６０号
広島県東広島市八本松飯田９丁目６番５号
債務者　川元　千世
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
広島地方裁判所民事第４部